



正本

昭和三十年(ワ)第二九一四号

原告 下田 隆一

被告 国 外二名

昭和三十六年一月七日

被告指定代理人

南 宇 佐 美 初 男



東京地方裁判所民事第二四部

御 申 出

鑑定

法 務 省

副本領受

一 鑑定事項

別紙のとおり

一 鑑定人

京都市左京区北白川上終町五谷地

京都大学教授 田畑 茂二郎

鑑 定 事 項

一 広島、長崎に対する原子爆弾投下行為は

(1) 国際法に違反するか。

(2) あわせて日米両国の国内法違反たり得るか。

二 違法な戦闘行為によつて被害を受けた国の非戦闘員は、相手国又はその実行者に対して

(1) 国際法上損害賠償を請求することができるか。

(2) 交戦国の双方又は一方の国内法に基き損害賠償を請求することができるか。

(3) 違法な戦闘行為から生ずる請求権の存否は、講和条約（平和条約）で合意されないかぎり実定法上請求権として発生しないのでないか。

(4) それが国際慣行ないし国際慣習法でないか。

(5) 違法な戦斗行為から生じた請求権について、被害国民が講和条約等にもとずかずして加害国の国内法によつて直接請求した事例があるか。

三 平和条約第一九条(2)により放棄された日本国民の請求権は前項の請求権をすべて包含するか。

四 米政府が公式に、原爆攻撃を国際法違反と言明したことがあるか。